

# 第24期事業報告書

自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

- ① わが国経済は、東日本大震災に見舞われ、大打撃を受けましたが、懸命の努力により、少しずつ回復に向かっています。
- しかし、消費の落ち込みやデフレ傾向の中、当社事業は厳しい環境の中にあります。こうした状況のなかで、平成23年度における当社事業を振り返ってみるとビル賃貸においては、パオレは3店の退去がありましたが、大きな面積のテナントが入居したため入居率は80.8%（対前期比4.4%減）、ガレリア・ユギは2店の入居で入居率は95.8%（対前期比1.1%増）となりました。
- 一方、施設建築物については、大規模修繕としてパオレの外壁タイルの補修、プラザA及びガレリア・ユギのガスヒートポンプ交換工事、ガレリア・ユギの中央監視装置本体更新工事等を実施しました。
- ② 当社事業の第二の柱である駐車場賃貸においても、景気の悪化の影響を受け、また、近隣の駐車場専業会社の立体駐車場や商業ビル併設の駐車場との競争が激しくなっており、こうしたことから当期の駐車場の利用率は前期比0.06台/日減の2.16台/日となりました。
- ③ また、当社の重要な課題である平成13年11月の民事再生計画の履行については、今期から株式会社イトーヨーカ堂に対する弁済が始まりました。

以上の結果、当期の売上高は1,779百万円（前期比0.9%減）、営業利益は400百万円（前期比3.9%減）となりました。経常利益は400百万円（前期比4.3%減）となり、当期純利益は232百万円（前期比5.8%減）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は84百万円であり、主なものはプラザA及びガレリア・ユギのガスヒートポンプ交換、ガレリア・ユギの中央監視装置本体更新であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、東日本大震災の発生など、厳しい環境の中においても、今後も努力し、民事再生計画の確実な履行をはかるとともに、社業の一層の発展を期する所存です。

- ① ビル賃貸においては、引き続き、空室解消を図り入居率の向上に努めてまいります。また、パオレ、ガレリア・ユギの施設建築物上の最大の課題である空調設備について、工事の基本方針と基本計画を策定します。

- ② 駐車場賃貸においても、利用率の向上に努めてまいります。
- ③ 会社運営にあたっては、コスト削減をめざし業務委託費等の経費の一層の見直しを図ってまいります。
- ④ 会社資金の運用について、平成21年度より定期預金等の利用を図りましたが、引き続き適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	(第21期) 平成20年度	(第22期) 平成21年度	(第23期) 平成22年度	(第24期) 平成23年度
売上高	1,895,819	1,840,974	1,796,253	1,779,940
経常利益	420,577	166,740	419,065	400,841
当期純利益	272,266	124,479	246,779	232,342
1株当たり 当期純利益	15,176円53銭	6,938円64銭	13,755円81銭	12,951円07銭
総資産	10,408,732	9,931,020	10,004,009	9,917,101

(6) 主要な事業内容

店舗、事務所施設等の建設、管理及び賃貸

(7) 主要な事業所

本店 東京都八王子市南大沢二丁目2番地（パオレビル7階）

(8) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 従業員数 3名（他に嘱託5名）
- ② 平均年齢 58.8歳（嘱託含む）
- ③ 平均勤続年数 3年8ヶ月（嘱託含む）

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 17,940株
- (2) 当期末株主数 24名
- (3) 上位10名の株主 (平成24年3月31日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
東 京 都	9,180株	51.2%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	897株	5.0%
株式会社みずほコーポレート銀行	897株	5.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	897株	5.0%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	897株	5.0%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	720株	4.0%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	681株	3.8%
有限会社東京エイドセンター	498株	2.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	450株	2.5%
東 京 電 力 株 式 会 社	360株	2.0%
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	360株	2.0%
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	360株	2.0%
三 菱 UFJ 信 託 銀 行 株 式 会 社	360株	2.0%

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木雅久	取締役社長 (代表取締役)	
長谷川明	取締役	東京都都市整備局次長
五十嵐誠	取締役	東京都都市整備局 多摩ニュータウン事業担当部長
矢島達郎	常勤監査役	
関崎正人	監査役	東京電力株式会社 法人営業部部長
村木茂	監査役	東京瓦斯株式会社 代表取締役副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長

注1 取締役中西充氏は、平成23年7月15日に辞任いたしました。

注2 取締役長谷川明氏は、平成23年9月14日に就任いたしました。

注3 監査役前川哲也氏は、平成23年10月31日に辞任いたしました。

注4 監査役関崎正人氏は、平成23年11月14日に就任いたしました。

#### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	監査役	支給額計
1名	1名	20,328千円

注 取締役報酬限度額及び監査役報酬限度額は、平成5年6月24日の第5回定時株主総会決議により、それぞれ月額2,500千円及び月額1,300千円となっております。

### 4 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称 有限責任あづさ監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 4,400千円

## 5 会社の体制及び方針

当社は、企業、特に東京都の監理団体としての社会的信頼に応えるため、平成18年6月7日付けで「内部統制システムの整備に関する基本方針について」を策定し、その体制整備に努めてきました。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、東京都の監理団体として、また企業としての社会的信頼に応えるため、法令及び企業倫理遵守の姿勢を明確にし、全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある損失の危険を適切に認識し、迅速な対応をとるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも3ヶ月に1回開催し、代表取締役から経営状況の報告を受けるとともに経営事項について審議・議決し、また取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補佐する使用人はいないが、必要な場合は監査役と協議の上、合理的な範囲内で設置することとする。

なお、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めている事項が生じた時は、監査役会に報告する。また、前記に係わらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また常勤監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため社内の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及びその使用人に説明を求めることがある。

上記基本方針のなかの「コンプライアンス・リスク管理委員会」に関しては、第8回委員会を平成24年2月27日に開催しました。

# 貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,928,490</b>	<b>流動負債</b>	<b>380,998</b>
現金及び預金	1,167,642	1年内返済予定再生債務	9,810
売掛金	39,282	1年内返済予定受入保証金	117,403
有価証券	700,000	未払法人税等	64,909
前払費用	14,858	未払消費税等	10,966
繰延税金資産	6,059	未払費用	64,559
未収入金	180	預り金	696
その他の	864	前受金	112,652
貸倒引当金	△397		
<b>固定資産</b>	<b>7,988,611</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,575,701</b>
有形固定資産	7,844,243	長期未払金	1,939,176
建物	4,063,392	再生債務	3,419,449
構築物	46,694	受入保証金	1,109,230
機械及び装置	25,166	受入敷金	107,844
器具及び備品	3,990		
土地	3,705,000		
		<b>負債合計</b>	<b>6,956,699</b>
無形固定資産	1,653	<b>【純資産の部】</b>	
電話加入権	1,547	<b>株主資本</b>	<b>2,960,401</b>
その他無形固定資産	105	資本金	897,000
投資その他の資産	142,714	利益剰余金	2,063,401
差入保証金	142,704	その他利益剰余金	2,063,401
その他の	10	修繕積立金	387,000
		繰越利益剰余金	1,676,401
		<b>純資産合計</b>	<b>2,960,401</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,917,101</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>9,917,101</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額	
売 上 高		
不 動 产 貸 収 入	1,502,024	
そ の 他 営 業 収 入	277,915	1,779,940
売 上 原 価		1,265,358
売 上 総 利 益		514,581
販売費及び一般管理費		114,247
営 業 利 益		400,333
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	654	
雜 収 入	336	991
営 業 外 費 用		
雜 損 失	483	483
經 常 利 益		400,841
特 別 損 失		
固 定 資 產 除 却 損	8,072	8,072
税引前当期純利益		392,768
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅		153,988
法 人 稅 等 調 整 額		6,437
当 期 純 利 益		232,342

# 株主資本等変動計算書

（自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計					
	その他利益剰余金	修繕積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	897,000	287,000	1,544,059	1,831,059	2,728,059	2,728,059		
当期変動額								
修繕積立金の積立	-	100,000	△100,000	-	-	-		
当期純利益	-	-	232,342	232,342	232,342	232,342		
当期変動額合計	-	100,000	132,342	232,342	232,342	232,342		
当期末残高	897,000	387,000	1,676,401	2,063,401	2,960,401	2,960,401		

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針

### 1 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法によっております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

法人税法に基づく定額法によっております。

主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 3～39年

構築物 6～35年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

### 3 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

### 4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日) 及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日) を適用しております。

## 貸借対照表に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産			担保に係る債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建 物	480, 584	抵当権	1年内返済予定受入保証金	62, 500
土 地	2, 928, 000	抵当権	長 期 未 払 金	1, 939, 176
			受 入 保 証 金	500, 000
合 計	3, 408, 584		合 計	2, 501, 676

- 3 有形固定資産の減価償却累計額 10, 275, 732 千円

- 4 再生債務

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

## 損益計算書に関する注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当事業年度末日における発行済株式の総数 17, 940 株

## 税効果会計に関する注記

- 1 繰延税金資産の発生の主な原因是、未払事業税であります。
- 2 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正  
平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.01%

平成27年4月1日以降 35.64%

この税率の変更による影響は軽微であります。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している警備機器の一部については、貸借対照表に固定資産として計上しておりません。

## 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、借入については東京都等から資金を調達しております。

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,167,642	1,167,642	—
(2)有価証券 その他有価証券	700,000	700,000	—
(3)長期未払金	(1,939,176)	(1,691,959)	(247,216)
(4)再生債務 借入金	(738,276)	(702,018)	(36,258)
(5)受入保証金	(1,109,230)	(1,080,370)	(28,860)

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

##### (2) 有価証券

これは譲渡性預金であり、その他有価証券として保有しております。これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

##### (3) 長期未払金、(4)再生債務並びに(5)受入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標をもとに算定した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 再生債務のうち敷金・保証金部分（貸借対照表計上額2,681,172千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、「(4) 再生債務」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設（土地を含む。）を有しております。

### 2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
7,815,086	10,003,857

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(注3) 上記の時価に含まれる構築物の計上額については、帳簿価額を計上しております。

(注4) 賃貸用オフィスビルの一部については、当社が使用しておりますが、一括して時価を算定しております。

## 関連当事者に関する注記

1 名称 東京都

2 属性 主要株主

3 議決権の所有割合 51.2%

4 関係内容

(1) 役員の兼任 2名

(2) 事業上の関係

(単位：千円)

取引の内容	取引の種類	取引金額	当期末残高
不動産賃貸借等	不動産賃貸収入 (注1)	20,951	—
	売上原価 (注2)	152,048	—
	売掛金 (注1)	—	127
	差入保証金 (注2)	—	142,614
	受入敷金 (注1)		480
民事再生	長期未払金 (注3)	—	1,939,176
	再生債務 (注4)	—	751,159

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 通常の市場取引による取扱と同様に決定しています。

(注2) 東京都からの土地の借入に係るもので、東京都が定める一定的方式により算定されます。

(注3) 長期未払金 1,939,176 千円 の返済条件は次のとおりです。

平成33年2月まで据え置き、7年（年1回）返済、無利子

(注4) 再生債務 751,159千円 の返済条件は次のとおりです。

(ア) 借入金 738,276千円

平成30年2月まで据え置き、4年（年1回）返済、無利子

(イ) テナント敷金 12,882千円

・再生計画認可決定確定後10年超、15年以内に契約を解除する場合

賃料の6ヶ月分相当額を物件明け渡し後2ヶ月以内、それを超える  
額を5年（年1回）返済

・再生計画認可決定確定後15年を超えて契約を継続する場合

物件明け渡し後2ヶ月以内に返済

## 1 株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額 165,016円82銭

2 1株当たり当期純利益 12,951円07銭

## 重要な後発事象に関する注記

計算書類に計上又は注記すべき重要な後発事象はありません。

謄本

### 独立監査人の監査報告書

株式会社多摩ニュータウン開発センター  
取締役会 御中

平成 24 年 5 月 21 日

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜村 和則 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 経塚 義也 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成23年4月1日から平成24年3月31までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

謄本

当監査役会は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 24 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上のことについて検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるなどを確保するための体制」（会計計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上のことについて検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (ア) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (イ) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 24 年 5 月 24 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター 監査役会

常勤監査役（社外監査役） **矢島 達郎** 印

監査役（社外監査役） **関崎 正人** 印

監査役（社外監査役） **村木 茂** 印

謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 21 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター  
監査役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜村 和則 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 経塚 義也 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上